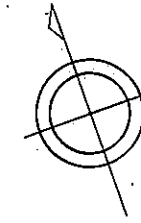
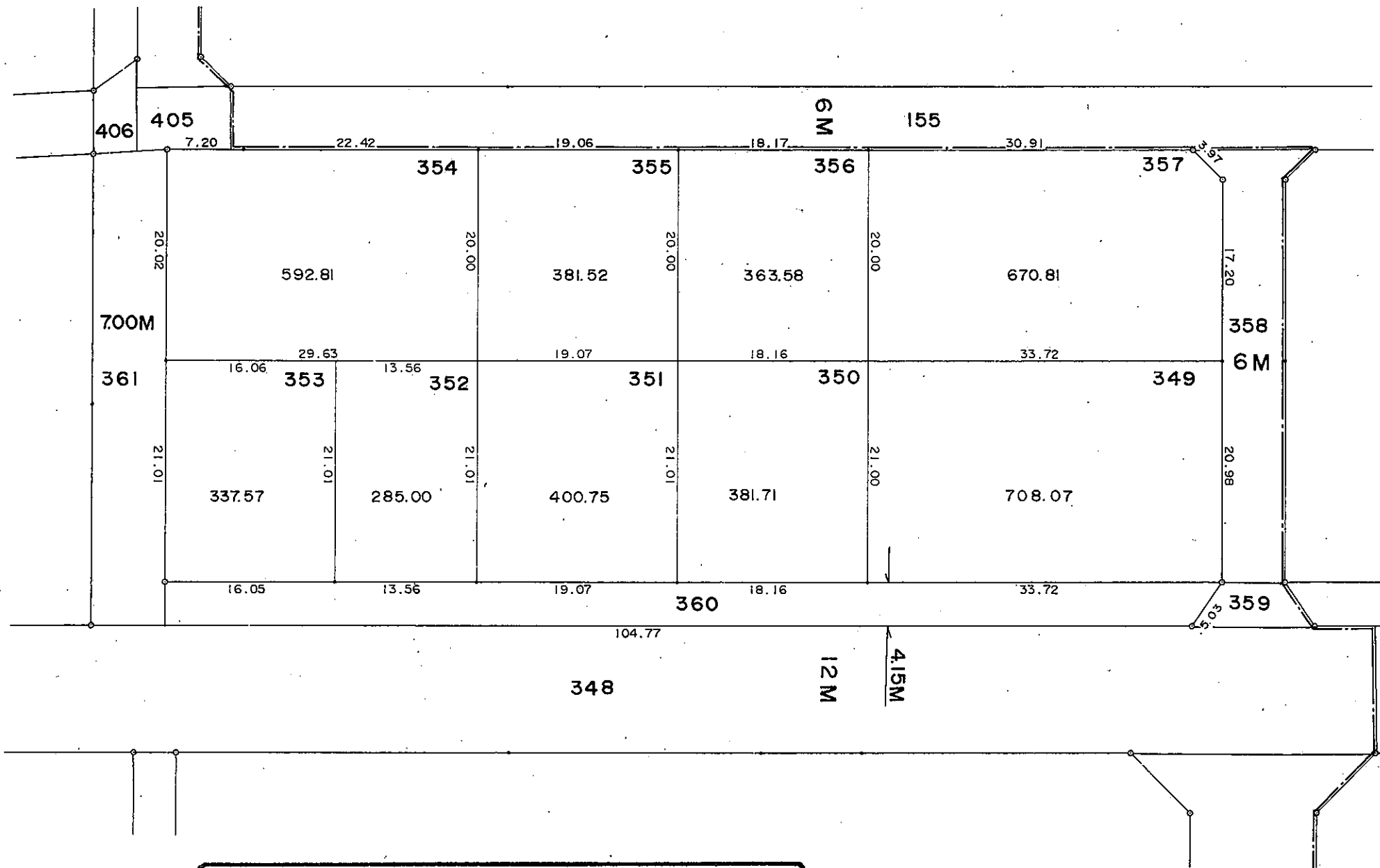


姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎北三丁目 349番地～357番地)



S = 1 : 500



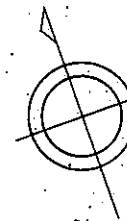
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。

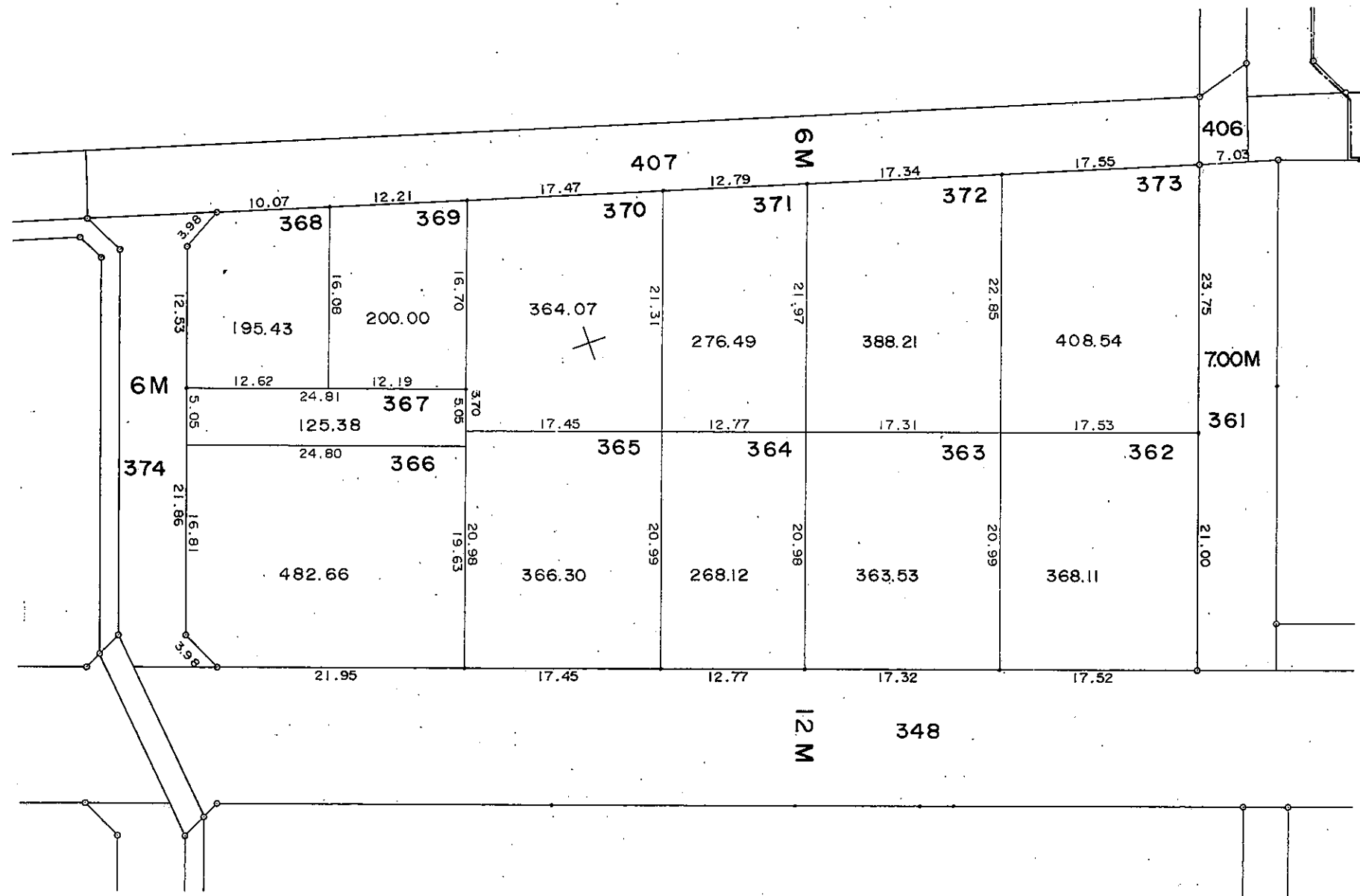
凡 例	
	換 地
	町 界
	字 界
123	地 番
123.45	面 積
6 M	街路水路巾員

姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎北三丁目 362番地～373番地)



S=1:500



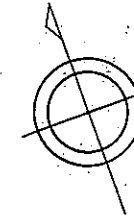
凡 例	
	換 地
	町 界
	字 界
123	地 番
123.45	面 積
6 M	街路水路巾員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

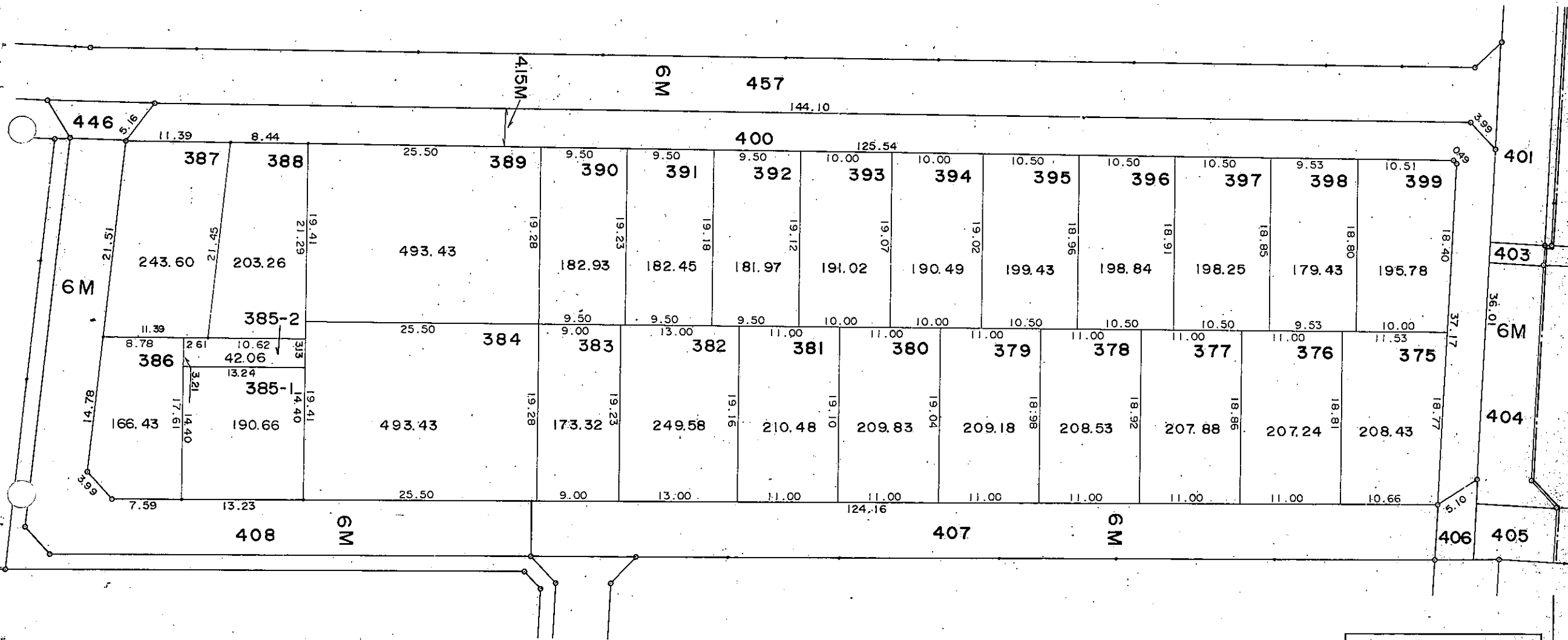
この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。

姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎北三丁目 375番地~399番地)



S = 1 : 500



凡 例	
	換 地
	町 界
	字 界
123	地 番
123.45	面 積
6 M	街路水路巾員

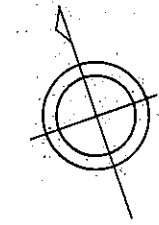
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。

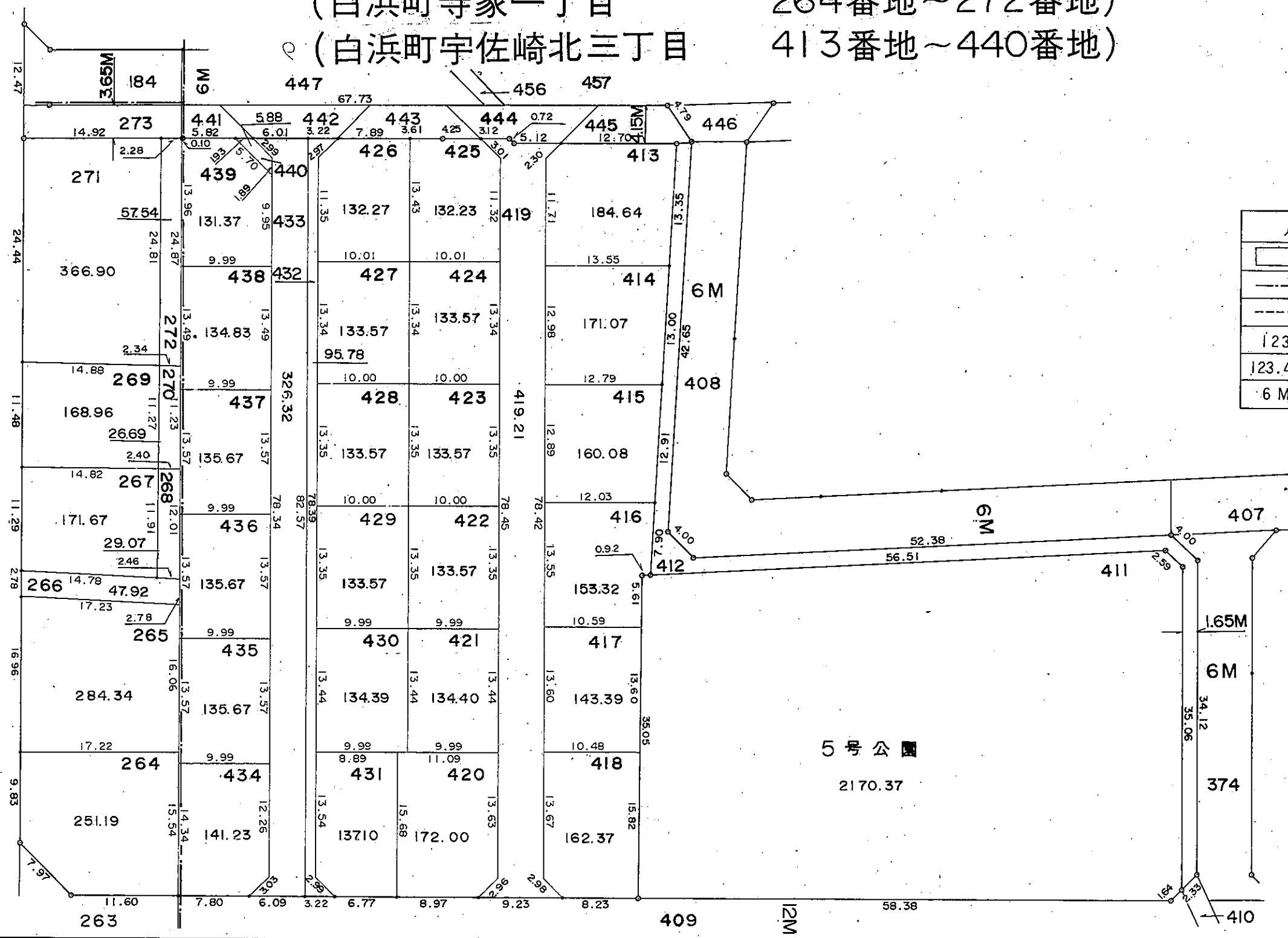
姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町寺家一丁目 264番地~272番地)

(白浜町宇佐崎北三丁目 413番地~440番地)



S = 1 : 500



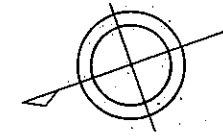
凡 例	
	換 地
	町 界
	字 界
23	地 番
23.45	面 積
6 M	街路水路巾員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

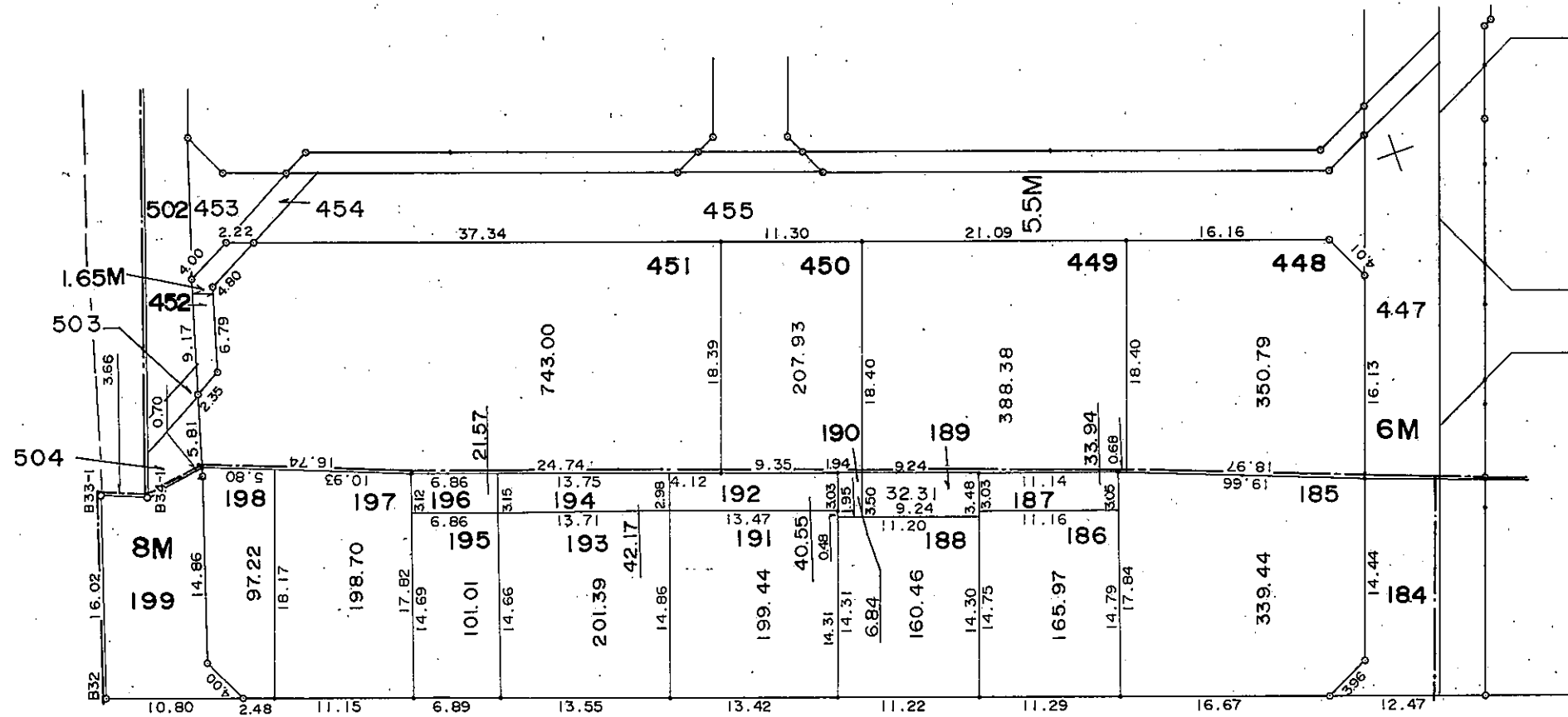
この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。

姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町寺家二丁目 185 番地～198 番地)
 (白浜町宇佐崎北三丁目 448 番地～451 番地)



S = 1 : 500



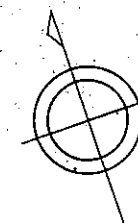
凡 例	
	換 地
	町 界
	字 界
123	地 番
123.45	面 積
6 M	街路水路巾員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

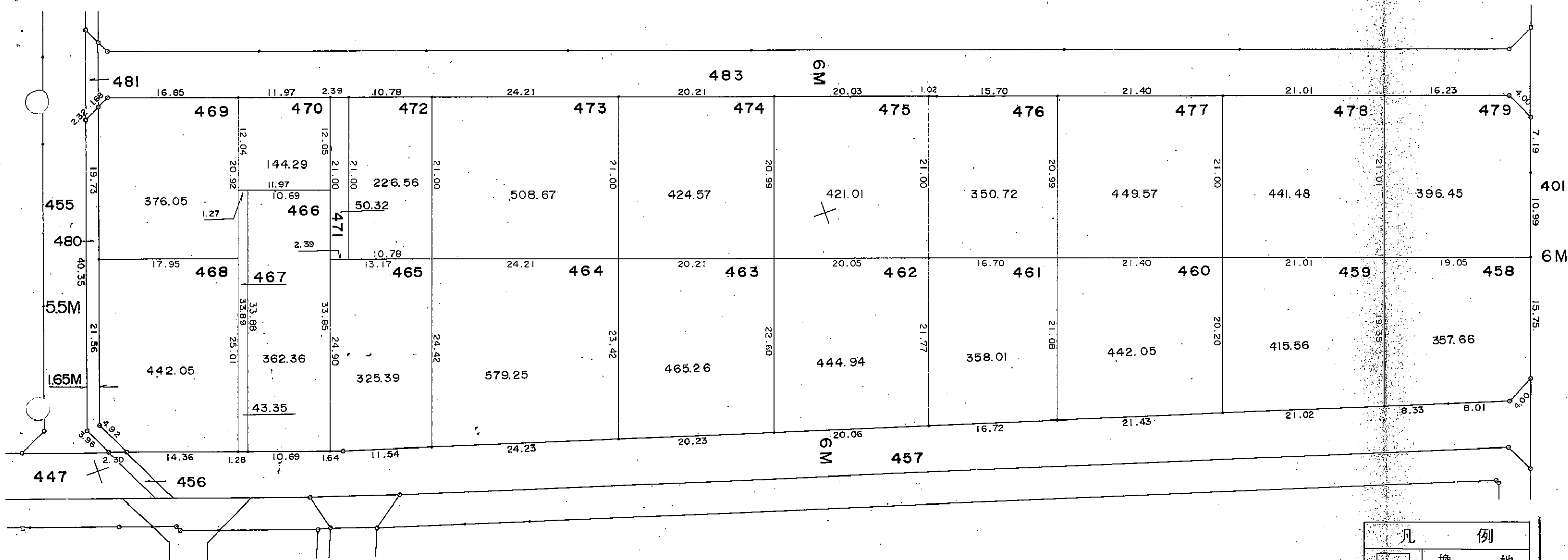
この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
 あくまで参考資料としてのみ使用してください。

姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎北三丁目 458番地～479番地)



S = 1 : 500



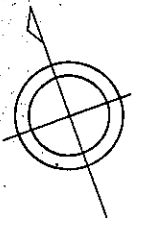
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。

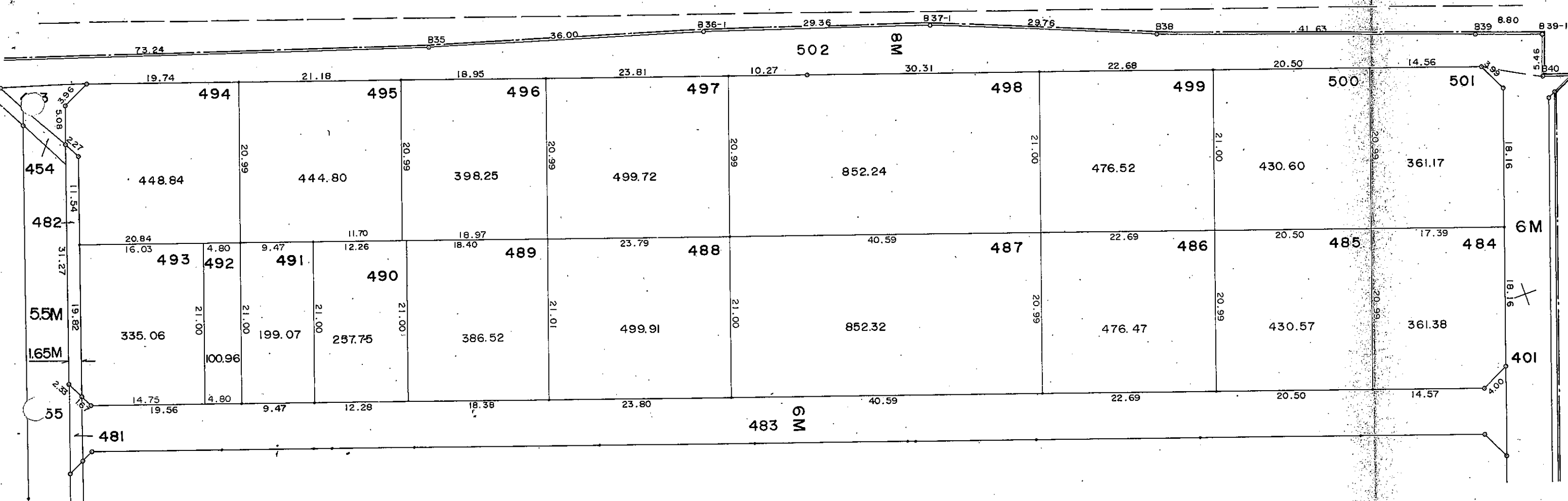
凡	例
	換地
	町界
	字界
123	地番
123.45	面積
6 M	街路水路巾員

姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎北三丁目 484番地～501番地)



S = 1 : 500



凡	例
	換地
	町界
	字界
123	地番
123.45	面積
6M	街路水路巾員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。